

鳥取市指定文化財調書（案）

1 種別及び名称	保護文化財 吉岡温泉記・吉岡温泉吟詠草
2 員数	1 函（2点）
3 所在の場所	鳥取市吉岡温泉町670
4 所有者等の氏名(名称)及び住所	宗教法人 宝泉寺 鳥取市吉岡温泉町670
5 現状 (形状、構造、法量、状態等)	<p>卷子本2巻を一函に収める。函はさらに現代の桐箱に収められている。</p> <p>1、函について</p> <p>大きさは適正であり、現在収納されている卷子にあわせてつくられたものと思われる。</p> <p>函の蓋には金泥の箱書あり。蓋の短辺側の板が一枚外れているほか、経年劣化が若干見られるが概ね良好な状態を保っている。</p> <p>函の法量は、</p> <p>蓋 縦 133mm×横 290mm×高 50mm</p> <p>身 縦 115mm×横 275mm×高 66mm (被せたときの高さ 75mm)</p> <p>卷子2巻は同じ装丁で、巻紐に若干の劣化が見られるが健全な状態である。箱書にある元禄時代に卷子装が施され、以降基本的な形態を保っているものと思われる。蓋裏の書き込みから、函の製作は元禄12年（1699）であることが判明する。</p> <p>2本の卷子にあわせて製作された函である。</p> <p>2、各卷子について</p> <p>各卷子の状態等は以下の通り。</p> <p>『吉岡温泉記』</p>

軸長 245mm 軸径 20mm 本紙縦 225mm×横 4,420mm
紙本淡彩・本文墨書

卷末に「延宝二年甲寅秋鳥取城下浪士鬼鄰翁 小泉友賢草之」とある。『吟詠草』の小泉友賢の筆跡と、特徴が一致するため、写本ではなく自筆本である可能性が高い。また、仮に写本であったとしても、後述するように、成立年代の下限は宝暦14年と考えられ、近世の鳥取地域に関する一級歴史資料としての価値を損なうものではない。

『吉岡温泉吟詠草』

軸長 245mm 軸径 20mm 本紙 225mm×横 3,750mm
紙本墨書

吉岡温泉または周辺を題目とした和歌・俳諧・漢詩文等を内容とする。浄書ではなく各作者の書き留めを貼りまぜたものと考えられる。裏面に作品があることから、当初の装丁は卷子ではなく、別装であった可能性が高い。筆跡が作品ごとに異なることから、浄書本・写本ではなく、原本と考えて差し支えない。資料の性格上、各紙ごとに若干成立日時の相違はあると思われるが、資料の価値を損なうものではない。

6 年代及び沿革

上述したように、箱書に

「吉岡温泉記并吟詠艸者嘗白水翁所纂述也居諸亡幾而標帶断爛一筐塵昏有吾相了為烏有焉故裝潢以匣藏之再加修飾斯亦不遺賢之微志耳

元禄巳卯之夏 平子元」

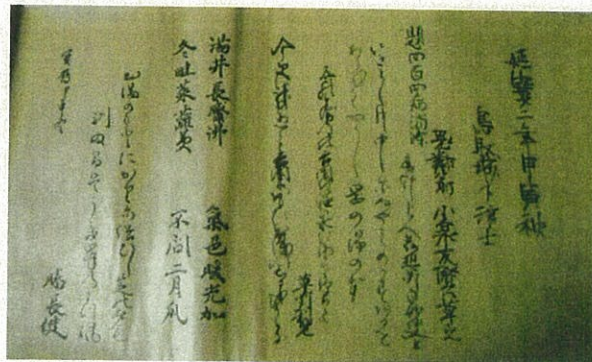


とあることから、元禄12年（1699）に現在伝わる一函二巻の形態の基本が形作られたものと思われる。

←蓋裏箱書

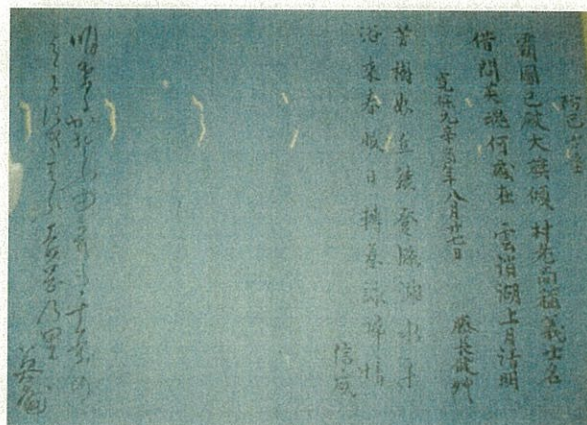
『吉岡温泉記』の巻末には、佐藤長健による宝暦14年（1764）の跋文があり、現在の卷子装は函より後代の修復であることがわかる。

したがって、『吉岡温泉記』については延宝2年に成立し、元禄12年に函とともに装丁され、その後宝暦14年に佐藤長健の跋文を加えて再装されて伝存したものと考えられる。



↑ 吉岡温泉記 末尾

『吉岡温泉吟詠草』については、延宝7年（1679）頃から作品が執筆され、現在とは違う形態でまとめられていたものが、元禄12年に『温泉記』ともども再装丁され、一函に収められたものと考えられる。こちらにも寛保元年（1741）の佐藤長健の漢詩が末尾に添えられて再装されている。



↑ 『吉岡温泉吟詠草』 末尾

	<p>全体としては、小泉友賢による執筆の後、元禄年間に函に二巻が収まるよう装丁されて保管されていたものが、佐藤長健あるいはその周辺の人物によって再度修復されて現存の形態に整えられたものと考えられる。</p> <p>現在はもとの函ごと桐箱に納められている。また、表装については、さらに後代（近代？）の修補を受けている可能性がある。</p>
7 作者・参考資料等	<p>小泉友賢 元和8年（1622）～元禄4（1691） 江戸で林羅山に儒学を、半井亀庵に医術をまなぶ。承応元年（1652）因幡鳥取藩江戸詰医師となる。 地誌「因幡民談記」の著者で、堤宗とならぶ世前期鳥取の代表的文化人。</p> <p>ほかに自筆とされる資料としては 『賀露神社縁起』（寛文12年【1672】） 『都和奈弥神社縁起』（延宝5年【1677】） 『吉岡温泉薬師堂吊鐘銘』（寛文12年【1672】） 『大江神社棟札』（元禄3年【1690】） が伝存している。</p>
8 その他参考となる事項	<p>『因幡民談記』最古の写本（雲龍寺本）は、既に鳥取市指定文化財となっている。</p>
調査者	<p>岸本 覚（鳥取大学地域学部） 佐々木 孝文（鳥取市教育委員会）</p>
調査日	<p>平成21年12月18日（金）</p>

【所見】

『吉岡温泉記・吉岡温泉吟詠草』は、近世初期因幡を代表する知識人小泉友賢が執筆・編集したもので、鳥取の豊かな文化的な様子を伝える貴重な歴史・文学資料である。以下四点にわたってその所見を記す。

①吉岡温泉の由来と周辺の名所

本資料の内容は、作者小泉友賢が、「或老翁」から聞いた吉岡温泉の由来を伝える物語を記した前半部分、そしてこの温泉の効能がたちまち広がり近世初頭には亀井や池田など領主らの庇護を受けたことを記した部分、さらに、吉岡温泉とその周辺の歴史と名所を記した後半部分で構成される。吉岡将監などの戦国期の名残や、湖山池周辺の四季の様子を描写するあたりは情緒を漂わせる独特の友賢の性格を見ることが出来る。さらに、懐古や風情にひたる様子は安定した 17 世紀後半の社会を特徴付けるものとして興味深い。

②執筆の契機と近世初期鳥取の文化人

本文によれば、友賢は自らの病を癒すために何度もここを訪れていた。こうした度重なる友賢の来訪が、この『吉岡温泉記』を記すきっかけになっていることを知ることができる。さらに、『吉岡温泉吟詠草』も編集の契機が『吉岡温泉記』本文に書かれており、『吉岡温泉記』と『吉岡温泉吟詠草』が別個につくられたものではないことを裏付けている。それによれば、友賢の親しい友人や当該期の文化人に声をかけて収集したもので、いわば江戸初期の小泉友賢周辺の文化人が名を連ねていることがわかる。当時の鳥取の文学を知る資料が少ない現状を考えると、きわめて重要な資料の一つといえることができ、友賢が当該期鳥取文壇の中心的な存在であったことを証左するものであろう（『新修鳥取市史』第二巻、1988年）。

③俳諧史上の意義

萩原直正『鳥取俳人史』（1960年）が指摘しているように、小泉友賢『因幡民談記』には戦国末期からの俳諧が記載されているなど近世初期の鳥取の文芸を考えるうえで貴重な情報を提示している。また、同著の指摘によると、『吉岡温泉吟詠草』には、連歌と俳諧で「叙事叙景」と「滑稽」の使い分けがなされているなど、この時期の文芸上の特色を垣間見ることができる点で重要であろう。

④本資料がおよぼす多様な評価（佐藤長健など）

『吉岡温泉記』巻末に跋文が付してあるように、本資料の成立に『因府録』の作者である佐藤長健が関与していたことがわかる。このことは『吉岡温泉記』成立後、宝

暦期まで吉岡温泉がいまだにその魅力を持ち続けていることを物語るものとして重要な点である。

さらに、小泉友賢は、『賀露神社縁起』、『都和奈弥神社縁起』、『吉岡温泉薬師堂吊鐘銘』、『大江神社棟札』などの神社の縁起・釣鐘銘という当該期に展開する寺社の復興などにも大きな影響力を与えたと思われる。文学上の評価に限定せず、17世紀後半の社会全体の動きを多様な視点から考察することが可能な人物である。『因幡民談記』の歴史的な部分がどちらかと言えば取り上げられてきた友賢だが、このような広く社会・文化のなかに位置づけて考えることが可能な人物として見直すことが必要かもしれない。本資料からはこうした可能性も考えられる貴重なものである。

(鳥取大学地域学部准教授 岸本覚)



吉岡温泉記・吉岡温泉吟詠草
(函とも)



箱書(裏面)



Blank lined area for notes or transcription.

